さいたま市総合振興計画審議会傍聴要領

（趣旨）

第１条　この要領は、さいたま市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）の会議（部会の会議を含む。以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第２条　会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（別記様式１）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記様式２）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りではない。

２　前項の傍聴券の交付を受けた者は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

３　審議会の会長又は部会の部会長（以下「会長等」という。）は、会場等の状況により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。その場合において、傍聴人の決定は、原則として抽選により行う。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第３条　報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ会長等の許可を受けなければならない。

２　前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

⑴　銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者

⑵　酒気を帯びていると認められる者

⑶　貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

⑷　発熱及び体調不良等が認められる者

⑸　前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第５条　傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、会長等の許可を得た場合には、この限りでない。

⑴　会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

⑵　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

⑶　鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

⑷　撮影又は録音をしないこと。

⑸　飲食又は喫煙をしないこと。

⑹　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

⑺　前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第６条　傍聴人がこの要領に違反したときは、会長等は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

２　傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

（傍聴人への会議資料の提供）

第７条　審議会は、傍聴人に会議資料（さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号）第７条各号に規定する不開示情報が記録されている部分を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量であること等の理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項の分かる資料を提供し、又は当該会議資料を会議終了までの間備え、傍聴人の閲覧に供することができる。

（指示）

第８条　この要領に定めるもののほか、傍聴人は、会長等の指示に従わなければならない。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長等が定める。

附　則

この要領は、令和４年１１月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１０月４日から施行する。

別記様式１（第２条関係）

年　　月　　日

さいたま市総合振興計画審議会　傍聴受付簿

受付番号	住　　所	氏　　名

別記様式２（第２条関係）

受付番号＿＿＿＿＿＿

傍　聴　券

さいたま市総合振興計画審議会

令和　　年　　月　　日開催分

さいたま市総合振興計画審議会

注1　この傍聴券は、本日の傍聴に限り有効です。
　2　この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。
　3　係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】
⑴　銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
⑵　酒気を帯びていると認められる者
⑶　貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
⑷　発熱及び体調不良等が認められる者
⑸　前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】
⑴　会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
⑵　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
⑶　鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
⑷　撮影又は録音をしないこと。
⑸　飲食又は喫煙をしないこと。
⑹　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
⑺　前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。
※　傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。